

	<h1 style="text-align: center;">鳥取県公報</h1>	平成 20 年 3 月 4 日 (火) 第 7 9 7 0 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (107) (景観まちづくり課) 2 米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選挙の期日 (108) (〃) 2 家畜伝染病の発生 (109) (畜産課) 2 国土調査の成果の認証 (110) (耕地課) 2 保安林の指定予定 (111) (森林保全課) 3 保安林の指定の解除予定 (112) (〃) 3 土砂災害警戒区域の指定 (113) (治山砂防課) 4 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (2件) (114・115) (東部総合事務所県民局) 7
◇ 選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数等 (4) 8
◇ 公 告	二級建築士試験等の実施 (景観まちづくり課) 9 保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (3件) (森林保全課) 11 鳥取県林地開発条例の規定に基づく許可状況の公表 (中部総合事務所農林局) 23
◇ 調達公告	落札者の決定 (教育委員会教育環境課) 23 随意契約の相手方の決定 (警察本部会計課) 24 落札者の決定 (3件) (病院局総務課) 24

告 示

鳥取県告示第 107 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、鳥取市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成 20 年 3 月 4 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称
鳥取都市計画緑地 8号西町緑地
- 2 縦覧場所
鳥取県生活環境部景観まちづくり課 鳥取市東町一丁目220

鳥取県告示第 108 号

土地区画整理法施行令（昭和 30 年政令第 47 号）第 19 条の規定に基づき、米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選挙期日を平成 20 年 6 月 1 日と定めたので、同条の規定により告示する。

平成 20 年 3 月 4 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第 109 号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定に基づき、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成 20 年 3 月 4 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

家畜伝染病の種類	家畜の種類	区分	頭数	発生場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	1	日野郡江府町	平成20年2月20日

鳥取県告示第 110 号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成 20 年 3 月 4 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
------------	----------	-------	----------	-------

若 桜 町	平成16年度から 平成19年度まで	若桜町（大字来見野の 一部）の地籍図及び地 籍簿	若桜町大字来見野の 一部	平成20年 3 月 4 日
三 朝 町	平成 17 年度から 平成 18 年度まで	三朝町(大字下谷及び大 字福田の各一部)の地籍 図及び地籍簿	三朝町大字下谷及び 大字福田の各一部	〃
三 朝 町	平成 15 年度から 平成 19 年度まで	三朝町(大字穴鴨及び大 字下西谷の各一部)の地 籍図及び地籍簿	三朝町大字穴鴨及び 大字下西谷の各一部	〃
琴 浦 町	平成 12 年度から 平成 19 年度まで	琴浦町（大字倉坂、大字 美好、大字公文、大字山 田、大字大杉、大字福永、 大字野田及び大字八橋 の各一部)の地籍図及び 地籍簿	琴浦町大字倉坂、大字 美好、大字公文、大字 山田、大字大杉、大字 福永、大字野田及び大 字八橋の各一部	〃

鳥取県告示第 111 号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の規定により告示する。

平成 20 年 3 月 4 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

八頭郡智頭町大字福原字栃市谷左平 467 から 472 まで

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第 112 号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成 20 年 3 月 4 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡琴浦町大字古長字堂前557の4、557の5
- 2 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第 113 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成 20 年 3 月 4 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 (1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称
鳥取市
- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (3) 土砂災害警戒区域の名称

桐谷川（I-1-1-1-2）、浜坂東谷川（I-1-1-1-3）、北園谷川（I-1-1-1-4）、湯所谷川（I-1-1-1-6）、覚寺上谷川（I-1-1-1-10）、覚寺下谷川（I-1-1-1-11）、御熊西谷川（I-2-4-1-16）、西辛谷川（I-1-1-1-17）、家の奥谷川（I-1-1-1-18）、下光正寺川（I-1-1-1-19）、破れ谷川（I-1-1-1-20）、柿ノ木谷川（I-1-1-1-21）、村土居川（I-1-1-1-22）、棒谷川（I-1-1-1-23）、三谷川（I-1-1-1-24）、洞谷川（I-1-1-1-25）、吐谷川（I-1-1-1-26）、丘谷川（I-1-1-1-27）、葉ヶ谷川（I-1-1-1-29）、丹防川（I-1-1-1-30）、河内左谷川（I-1-1-1-31）、河内右谷川（I-1-1-1-32）、背戸谷川（I-1-1-1-33）、上原谷川（I-1-1-1-34）、上小谷川（I-1-1-1-35）、馬場町谷川（I-1-1-1-36）、水道山谷川（I-1-1-1-37）、樺谷川（I-1-1-1-38）、肥後ヶ谷川（I-1-1-1-39）、奥ノ谷川（I-1-1-1-40）、寺谷川（I-1-1-1-41）、早沢谷川（I-1-1-1-42）、奥ヶ谷川（I-1-1-1-43）、八坂谷川（I-1-1-1-44）、玉木谷川（I-1-1-1-45）、椎谷川（I-1-1-1-49）、神坂谷川（I-1-1-1-50）、オノ谷川（I-1-1-1-51）、観音谷川（I-1-1-1-52）、片山谷川（I-1-1-1-53）、湯谷川（I-1-1-1-54）、猪子東谷川（I-1-1-1-55）、猪子川（I-1-1-1-56）、目ヶ谷川（I-1-1-1-57）、奥谷川（I-1-1-1-58）、篠田南谷川（I-1-1-1-59）、篠田中谷川（I-1-1-1-60）、篠田北谷川（I-1-1-1-61）、西今在家南谷川（I-1-1-1-62）、石谷川（I-1-1-1-63）、臼谷川（I-1-1-1-64）、家ノ奥谷川（I-1-1-1-65）、木細谷川（I-1-1-1-69）、赤松川（I-1-1-1-70）、篠坂西下谷川（I-1-1-1-71）、篠坂西上谷川（I-1-1-1-72）、寺谷川（I-1-1-1-73）、御堂川（I-1-1-1-74）、反田川（I-1-1-1-75）、荷平川（I-1-1-1-76）、中ノ谷川（I-1-1-1-77）、宮ノ谷川（I-1-1-1-78）、泥子谷川（I-1-1-1-79）、上段川（I-1-1-1-80）、十谷川（I-1-1-1-81）、樵ヶ谷川（I-1-1-1-82）、金史郎小谷川（I-1-1-1-83）、ふど谷川（I-1-1-1-84）、妙見谷川（I-1-1-1-85）、金原谷川（I-1-1-1-86）、尾崎谷川（I-1-1-1-87）、椎ノ木谷川（I-1-1-1-88）、松原東南谷川（I-1-1-1-89）、モク谷川（I-1-1-1-90）、吉岡温泉北谷川（I-1-1-

－ 1－91)、吉岡温泉中北川 (I－1－1－1－92)、吉岡温泉中南川 (I－1－1－1－93)、吉岡温泉南谷川 (I－1－1－1－94)、天神川 (I－1－1－1－95)、奥山川 (I－1－1－1－96)、小原川 (I－1－1－1－98)、上小原川 (I－1－1－1－99)、砂見川 (I－1－1－1－100)、鯨後川 (I－1－1－1－101)、安蔵谷川 (I－1－1－1－102)、砂見谷川 (I－1－1－1－103)、谷川 (I－1－1－1－104)、谷田川 (I－1－1－1－105)、大似後谷川 (I－1－1－1－106)、あわ谷川 (I－1－1－1－107)、おん谷川 (I－1－1－1－108)、鍛冶屋谷川 (I－1－1－1－109)、下砂見西谷川 (I－1－1－1－111)、円護寺川左支溪 1 (I－1－1－1－113)、妙見川右支溪 1 (I－1－1－1－114)、妙見川右支溪 2 (I－1－1－1－115)、妙見川 (I－1－1－1－116)、摩尼川右支溪 2 (I－1－1－1－118)、仏谷川 (I－2－4－1－119)、丹防東谷川 (I－1－1－1－120)、宮ノ谷川 (I－1－1－1－121)、篠田南谷支川 (I－1－1－1－122)、神谷川 (I－1－1－1－123)、舞々谷川 (I－1－1－1－124)、十谷北谷川 (I－1－1－1－125)、高下沿谷川 (I－1－1－1－126)、乗瀨谷川 (I－1－1－1－127)、大鳴谷川 (I－1－1－1－129)、寺谷川 (I－1－1－1－130)、山白川右支溪 1 (I－1－1－1－131)、山白川右支溪 2 (I－1－1－1－132)、天神川右支溪 1 (I－1－1－1－133)、ヒバ谷川 (I－1－1－2－1)、御経谷川 (I－1－1－2－2)、岩常川 (I－1－1－2－3)、笹谷川 (I－1－1－2－4)、中谷川 (I－1－1－2－6)、新井谷川 (I－1－1－2－9)、中河原東谷川 (I－1－1－2－12)、柳谷川 (I－1－1－2－17)、上荒舟川 (I－1－1－2－18)、荒舟川 (I－1－1－2－19)、家ノ奥谷川 (I－1－1－2－21)、滝谷川 (I－1－1－2－22)、大滝谷川 (I－1－1－2－23)、清水川 (I－1－1－2－24)、清水川 (I－1－1－2－25)、宝山谷川 (I－1－1－2－26)、石井谷川 (I－1－1－2－27)、大石川 (I－1－1－2－28)、大石南谷川 (I－1－1－2－29)、池谷川 (I－1－1－2－30)、上地谷川 (I－1－1－2－31)、矢谷川 (I－1－1－2－33)、中ヲツ谷川 (I－1－1－2－34)、岩地谷川 (I－1－1－2－35)、北平川 (I－1－1－2－36)、植ノ田川 (I－1－1－2－39)、前田川 (I－1－1－2－40)、吹屋ノ谷川 (I－1－1－2－41)、卯王川 (I－1－1－2－42)、吹山ノ谷川 (I－1－1－2－43)、上土居川 (I－1－1－2－44)、鎌ヶ谷川 (I－1－1－2－45)、ヤナガ谷川 (I－1－1－2－46)、古松尾川 (I－1－1－2－47)、松尾川 (I－1－1－2－48)、池谷川 (I－1－1－2－49)、稲荷谷川 (I－1－1－2－50)、大地戸川 (I－1－1－2－51)、上ノ谷川 (I－1－1－2－52)、西ヶ谷川 (I－1－1－2－53)、覚寺下谷川 (II－1－1－1－1)、双六原北谷川 (II－1－1－1－2)、双六原南谷川 (II－1－1－1－3)、矢矯北谷川 (II－1－1－1－4)、家ノ奥谷川 (II－1－1－1－5)、一ツ橋谷川 (II－1－1－1－6)、本谷川 (II－1－1－1－7)、瀬田蔵谷川 (II－1－1－1－8)、奥細見右南谷川 (II－1－1－1－9)、奥細見左南谷川 (II－1－1－1－10)、河内東谷川 (II－1－1－1－11)、湯ノ木谷川 (II－1－1－1－12)、椎ノ木谷川 (II－1－1－1－13)、まこ谷川 (II－1－1－1－14)、竹谷川 (II－1－1－1－16)、下味野谷川 (II－1－1－1－17)、宮ノ谷川 (II－1－1－1－18)、細見西谷川 (II－1－1－1－19)、口細見谷川 (II－1－1－1－20)、西横縄手谷川 (II－1－1－1－21)、上原西谷川 (II－1－1－1－22)、寺谷川 (II－1－1－1－23)、松原東北谷川 (II－1－1－1－24)、西河内川 (II－1－1－1－25)、高津東谷川 (II－1－1－1－26)、下砂見谷川 (II－1－1－1－27)、円通寺北谷川 (II－1－1－1－29)、摩尼川右支溪 1 (II－1－1－1－30)、榎谷川 (II－2－4－1－31)、堤谷川 (II－1－1－1－32)、笹ヶ谷右谷川 (II－1－1－1－33)、河内西谷川 (II－1－1－1－34)、堂谷川 (II－1－1－1－35)、森谷川 (II－1－1－1－36)、土居川 (II－1－1－1－37)、コエノ谷川 (II－1－1－1－38)、中村下谷川 (II－1－1－1－39)、倉見谷川 (II－1－1－1－40)、ませ谷川 (II－1－1－1－41)、奥ヶ谷川 (II－1－1－1－42)、谷東谷川 (II－1－1－2－2)、神垣西谷川 (II－1－1－2－3)、清水西右谷川 (II－1－1－2－7)、奥谷川 (II－1－1－2－8)、小杉谷川 (II－1－1－2－9)、一野谷川 (II－1－1－2－10)、上ノ山谷川 (II－1－1－2－11)、中土居川 (II－1－1－2－12)、赤尾川 (II－1－1－2－13)、惣ヶ谷川 (II－1－1－2－14)、池谷川 (II－1－1－2－15)、穴水川 (II－1－1－2－16)、糸谷川 (II－1－1－2－17)、神垣谷川 (II－1－1－2－19)、宮ノ谷川 (II－1－1－2－23)、神護川 (II－1－1－2－24)、下土居川 (II－1－1－2－25)、坊ノ奥川 (II－1－1－2－26)、小杉谷川 (II－1－1－2－27)、小谷川 (II－1－1－2－28)、渡打川 (II－1－1－2－29)、奥神子谷川 (II－1－1

－2－30)、神子谷川(Ⅱ－1－1－2－31)、繁谷川(Ⅱ－1－1－2－32)、下霞脇川(Ⅱ－1－1－2－33)

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり。

2(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

鳥取市

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害警戒区域の名称

浜坂地区(I-1)、浜坂A地区(I-2)、浜坂B地区(I-3)、覚寺地区(I-4)、浜坂C地区(I-5)、丸山町地区(I-8)、湯所町A地区(I-9)、湯所町B地区(I-10)、湯所町C地区(I-11)、東町A地区(I-12)、東町B地区(I-13)、東町C地区(I-14)、東町D地区(I-15)、上町地区(I-18)、立川地区(I-20)、立川三丁目地区(I-21)、立川四丁目地区(I-22)、卯垣地区(I-23)、大杵地区(I-26)、雲山地区(I-27)、正蓮寺地区(I-28)、東今在家地区(I-29)、桜谷地区(I-30)、西大路地区(I-31)、中大路地区(I-32)、東大路第2地区(I-33)、東大路地区(I-34)、橋本地区(I-35)、八坂地区(I-36)、下円通寺地区(I-37)、赤子田地区(I-39)、下砂見地区(I-40)、中砂見地区(I-41)、上砂見地区(I-42)、岩坪A地区(I-43)、倭文地区(I-45)、猪子地区(I-46)、山ヶ鼻地区(I-47)、中村地区(I-48)、高路A地区(I-50)、宮谷地区(I-53)、大塚地区(I-54)、細見地区(I-55)、小原地区(I-56)、丹防地区(I-57)、賀露地区(I-58)、湖山南一丁目地区(I-59)、湖山南一丁目第2地区(I-60)、湖山南五丁目地区(I-61)、湖山南一丁目第3地区(I-62)、東桂見A地区(I-63)、東桂見B地区(I-64)、高住地区(I-65)、良田地区(I-66)、三山口A地区(I-67)、三山口B地区(I-68)、三山口C地区(I-69)、六反田地区(I-71)、吉岡温泉町B地区(I-73)、瀬田蔵地区(I-74)、洞谷地区(I-75)、三津地区(I-76)、伏野地区(I-77)、小沢見地区(I-78)、御熊地区(I-80)、向土居A地区(I-81)、向土居B地区(I-82)、大平子地区(I-83)、堂勘地区(I-84)、井上地区(I-85)、大平地区(I-86)、西畑地区(I-87)、土居地区(I-89)、上土居A地区(I-91)、上土居B地区(I-92)、下上地地区(I-93)、堂ノ本地区(I-94)、杉ノ谷地区(I-95)、前田地区(I-96)、宮ノ谷地区(I-97)、大畑地区(I-98)、西ヶ谷口A地区(I-100)、西ヶ谷口B地区(I-101)、亀山地区(I-102)、屋敷島地区(I-103)、船山地区(I-104)、新井地区(I-105)、山谷口地区(I-106)、神垣地区(I-107)、梶尾地区(I-108)、北平地区(I-109)、ムクノキ地区(I-110)、玉鉾地区(I-111)、高岡A地区(I-112)、高岡B地区(I-113)、穴清水A地区(I-114)、穴清水B地区(I-115)、法花寺地区(I-116)、上ミ田地区(I-117)、中土居地区(I-119)、町屋地区(I-121)、宮ノ下B地区(I-123)、奥谷地区(I-124)、稲葉丘地区(I-125)、稲葉丘B地区(I-126)、浜坂都築山地区(I-1052)、立川四丁目A地区(I-1054)、卯垣一丁目地区(I-1055)、滝山B地区(I-1056)、滝山C地区(I-1057)、滝山D地区(I-1058)、卯垣四丁目地区(I-1059)、卯垣五丁目地区(I-1060)、中大路第2地区(I-1061)、下砂見第2地区(I-1062)、上砂見第2地区(I-1063)、中村地区(I-1064)、湖山町C地区(I-1065)、足山地区(I-1066)、布勢地区(I-1067)、高住A地区(I-1068)、高住B地区(I-1069)、良田A地区(I-1070)、吉岡温泉町A地区(I-1071)、吉岡温泉町C地区(I-1072)、長柄A地区(I-1073)、福井A地区(I-1074)、福井B地区(I-1075)、三津地区(I-1076)、美萩野二丁目地区(I-1077)、伏野B地区(I-1078)、小沢見第2地区(I-1079)、栃本B地区(I-1081)、福井C地区(I-1193)、松上地区(I-1195)、大塚B地区(I-1196)、良田B地区(I-1197)、桂見地区(I-1198)、布勢B地区(I-1199)、大桝地区(I-1200)、岩吉地区(I-1201)、賀露B地区(I-1202)、本高地区(I-1203)、本高B地区(I-1204)、本高C地区(I-1205)、宮谷B地区(I-1206)、有富B地区(I-1207)、松上B地区(I-1208)、横枕地区(I-1209)、赤子田B地区(I-1210)、浜坂東地区(I-1211)、浜坂東B地区(I-1212)、浜坂D地区(I-1213)、覚寺B地区(I-1214)、丸山町B地区(I-1215)、上町B地区(I-1216)、滝山E地区(I-1217)、大杵B地区(I-1218)、杉崎地区(I-1219)、面影地区(I-1220)、海蔵寺地区(I-1221)、越路地区(I-1222)、

双六原地区（Ⅰ－1223）、布勢C地区（Ⅰ－1224）、稲葉丘C地区（Ⅰ－1225）、谷地区（Ⅰ－1226）、山根地区（Ⅰ－1227）、中河原地区（Ⅰ－1228）、山崎地区（Ⅰ－1229）、荒舟地区（Ⅰ－1230）、伏野地区（Ⅰ－人工1）、美萩野地区（Ⅰ－人工2）、滝山A地区（Ⅰ－人工45）、白兔地区（Ⅱ－2001）、白兔B地区（Ⅱ－2002）、白兔C地区（Ⅱ－2003）、御熊B地区（Ⅱ－2004）、御熊C地区（Ⅱ－2005）、三津B地区（Ⅱ－2006）、福井D地区（Ⅱ－2007）、金沢B地区（Ⅱ－2008）、金沢C地区（Ⅱ－2009）、金沢D地区（Ⅱ－2010）、福井E地区（Ⅱ－2011）、松原B地区（Ⅱ－2012）、六反田B地区（Ⅱ－2013）、大畑地区（Ⅱ－2014）、長柄B地区（Ⅱ－2015）、大畑B地区（Ⅱ－2016）、妙徳寺地区（Ⅱ－2017）、洞谷B地区（Ⅱ－2018）、洞谷C地区（Ⅱ－2019）、双六原B地区（Ⅱ－2020）、良田C地区（Ⅱ－2021）、良田D地区（Ⅱ－2022）、高住C地区（Ⅱ－2023）、高住D地区（Ⅱ－2024）、桂見B地区（Ⅱ－2025）、里仁地区（Ⅱ－2026）、足山B地区（Ⅱ－2027）、足山C地区（Ⅱ－2028）、上原地区（Ⅱ－2029）、上原B地区（Ⅱ－2030）、徳尾地区（Ⅱ－2031）、徳尾B地区（Ⅱ－2032）、古海地区（Ⅱ－2033）、北村地区（Ⅱ－2034）、中村C地区（Ⅱ－2035）、猪子B地区（Ⅱ－2036）、倭文B地区（Ⅱ－2037）、長谷地区（Ⅱ－2038）、橋本B地区（Ⅱ－2039）、越路B地区（Ⅱ－2040）、紙子谷地区（Ⅱ－2041）、紙子谷B地区（Ⅱ－2042）、浜坂E地区（Ⅱ－2043）、覚寺C地区（Ⅱ－2044）、覚寺D地区（Ⅱ－2045）、北園地区（Ⅱ－2046）、円護寺第4地区（Ⅱ－2047）、丸山町C地区（Ⅱ－2049）、湯所町E地区（Ⅱ－2051）、馬場町地区（Ⅱ－2052）、滝山F地区（Ⅱ－2053）、滝山G地区（Ⅱ－2054）、滝山H地区（Ⅱ－2055）、滝山I地区（Ⅱ－2056）、岩倉地区（Ⅱ－2058）、滝山K地区（Ⅱ－2059）、滝山L地区（Ⅱ－2060）、覚寺E地区（Ⅱ－2061）、覚寺F地区（Ⅱ－2062）、覚寺G地区（Ⅱ－2063）、奥谷B地区（Ⅱ－2067）、宮ノ下C地区（Ⅱ－2068）、美歎地区（Ⅱ－2069）、美歎B地区（Ⅱ－2070）、美歎C地区（Ⅱ－2071）、美歎D地区（Ⅱ－2072）、美歎E地区（Ⅱ－2073）、美歎F地区（Ⅱ－2074）、美歎G地区（Ⅱ－2075）、美歎H地区（Ⅱ－2076）、法花寺B地区（Ⅱ－2077）、広西地区（Ⅱ－2078）、南広西地区（Ⅱ－2079）、岡益地区（Ⅱ－2080）、玉鉾B地区（Ⅱ－2081）、高岡C地区（Ⅱ－2082）、高岡D地区（Ⅱ－2083）、高岡E地区（Ⅱ－2084）、糸谷地区（Ⅱ－2085）、原地区（Ⅱ－2086）、神垣B地区（Ⅱ－2087）、神垣C地区（Ⅱ－2088）、神垣D地区（Ⅱ－2089）、新井B地区（Ⅱ－2090）、松尾地区（Ⅱ－2091）、荒舟B地区（Ⅱ－2092）、荒舟C地区（Ⅱ－2093）、上荒舟地区（Ⅱ－2094）、上荒舟B地区（Ⅱ－2095）、上荒舟C地区（Ⅱ－2096）、菅野地区（Ⅱ－2097）、石井谷地区（Ⅱ－2098）、木原地区（Ⅱ－2099）、木原B地区（Ⅱ－2100）、木原C地区（Ⅱ－2101）、雨滝地区（Ⅱ－2102）、宝殿地区（Ⅱ－2103）

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり。

（「次の図」は省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び東部総合事務所県土整備局並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第 114 号

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第 10 条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる書類は、平成 20 年 4 月 18 日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 20 年 3 月 4 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

- 1 申請のあった年月日
平成 20 年 2 月 18 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人学生人材バンク

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

田中 玄洋

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市湖山町南一丁目 246

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、学生に対して、社会参画や地域おこしに関する事業を行い、学生の成長や地域の発展に寄与することを目的とする。その手段として、情報提供や企画運営を行い、学生にとっては経験や人脈が財産となり、地域にとっては新しい視点や行動力、人脈が財産となるよう勤める。

鳥取県告示第 115 号

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第 10 条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる書類は、平成 20 年 4 月 20 日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 20 年 3 月 4 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

1 申請のあった年月日

平成 20 年 2 月 20 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO 法人アイススポーツ鳥取

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

岩本 章嗣

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市高住 55

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、広く県民に対して、氷上スポーツの普及と振興を図り、県民の健康の増進や生活の質の向上に寄与することを目的とする。

選挙管理委員会告示**鳥取県選挙管理委員会告示第 4 号**

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数及び当該総数のうち 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 5 項（同法第 75 条第 5 項、第 76 条第 4 項、第 80 条第 4 項、第 81 条第 2 項及び第 86 条第 4 項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 2 項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成 20 年 3 月 4 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,824
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	148,528
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	53,172
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	40,148
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	14,025
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	9,972
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,685
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	9,044
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	16,818
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	12,852
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	4,008

公 告

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 13 条の規定により、平成 20 年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

平成 20 年 3 月 4 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 試験の日時

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験

平成 20 年 7 月 6 日（日）午前 10 時から午後 5 時 10 分まで

イ 設計製図の試験

平成 20 年 9 月 14 日（日）午前 11 時 30 分から午後 4 時まで

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験

平成 20 年 7 月 27 日（日）午前 10 時から午後 5 時 10 分まで

イ 設計製図の試験

平成 20 年 10 月 12 日（日）午前 11 時 30 分から午後 4 時まで

2 試験の会場

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験

鳥取環境大学 鳥取市若葉台北一丁目 1-1

イ 設計製図の試験

鳥取県立鳥取工業高等学校 鳥取市生山 111

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験

鳥取環境大学 鳥取市若葉台北一丁目 1-1

イ 設計製図の試験

鳥取県立鳥取工業高等学校 鳥取市生山 111

3 試験の内容

(1) 学科の試験

- ア 建築計画（建築設備の概要を含む。）
- イ 建築構造（構造計算及び建築材料を含む。）
- ウ 建築施工（施工契約及び敷地測量を含む。）
- エ 建築法規（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）及び建築士法並びにこれらの関係法令）

(2) 設計製図の試験

建築設計製図（仕様書の作成を含む。）

4 受験申込手続

(1) インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成 16 年以降に二級建築士又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、受験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

ア 受付期間

平成 20 年 4 月 1 日（火）午前 10 時から同月 7 日（月）午後 4 時まで

イ 申込方法

財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaeic.jp/>）において、必要な事項を入力し申し込むこと。

(2) 受付場所における受験申込み

ア 受付期間及び場所

(ア) 平成 20 年 4 月 14 日（月）から同月 18 日（金）までの午前 10 時から午後 4 時まで

社団法人鳥取県建築士会 鳥取市田園町三丁目 375

(イ) 平成 20 年 4 月 14 日（月）及び同月 15 日（火）の午前 10 時から午後 4 時まで

米子コンベンションセンター 米子市末広町 294

イ 申込方法

受験申込みは、原則として、受付場所において申込者本人が申込書を直接提出することにより行うこと。

5 合格者の発表及び合否の通知

平成 20 年 12 月 4 日（木）（予定）に、合格者には合格した旨を、不合格者には不合格の旨及び成績を通知する。なお、学科の試験についても、二級建築士試験は同年 8 月 26 日（火）（予定）に、木造建築士試験は同年 9 月 9 日（火）（予定）に同様の方法で通知する。

6 その他

(1) 受験申込書の用紙は、次の場所で平成 20 年 4 月 7 日（月）から同月 18 日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）に配布する。

社団法人鳥取県建築士会事務局 鳥取市田園町三丁目 375

鳥取県東部総合事務所生活環境局建築住宅課 鳥取市立川町六丁目 176

鳥取県中部総合事務所生活環境局建築住宅課 倉吉市東巖城町 2

鳥取県西部総合事務所生活環境局建築住宅課 米子市鞆町一丁目 160

社団法人鳥取県建築士会中部支部 倉吉市福庭一丁目 101（有限会社井手添建築設計事務所内）

社団法人鳥取県建築士会西部支部 米子市道笑町二丁目 126（株式会社桑本建築設計事務所内）

(2) 設計製図の試験の課題は、平成 20 年 6 月 11 日（水）（予定）から社団法人鳥取県建築士会に掲示するとともに、学科の試験の会場においても掲示する。

(3) 受験手数料

受験手数料は、15,100 円とし、試験案内を確認の上、納付すること。

(4) 問合せ先

社団法人鳥取県建築士会 鳥取市田園町三丁目 375 電話 0857-21-7280

(5) この試験に関する事務は、鳥取県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターが行う。

- (6) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ、財団法人建築技術教育普及センター本部業務第 1 課（電話 03-5524-3105）にその旨を申し出ること。

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 20 年 3 月 4 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 20 年 2 月 8 日付鳥取県告示第 59 号）の内容

（告示の内容）

- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

加賀田ぬい	鳥取市用瀬町安蔵字宝殿谷奥 1160
加賀田益一	〃
加賀田惣吉	〃
加賀田國藏	〃
加賀田鋏藏	〃
坂本 莊吉	〃
谷村 光義	鳥取市用瀬町安蔵字宝殿谷奥 1162 の 2
谷村 直吉	〃
谷村 國藏	〃
河本 浅吉	鳥取市用瀬町安蔵字見打谷日向平 1226 の 2
梶尾 甚藏	〃
山元 梅吉	〃
手皮 亀吉	〃
手皮しよう	〃
前田 清治	〃
前田 竹藏	〃
前田 武治	〃
前田 留藏	〃
保本 治郎	〃

河本 浅吉	鳥取市用瀬町安蔵字見打谷日向平 1226 の 3
梶尾 甚蔵	〃
山元 梅吉	〃
手皮 亀吉	〃
手皮しよう	〃
前田 清治	〃
前田 竹蔵	〃
前田 武治	〃
前田 留蔵	〃
保本 治郎	〃
伊田 太郎	鳥取市用瀬町赤波字小谷 2218
〃	鳥取市用瀬町赤波字小谷 2223
伊田 好子	鳥取市用瀬町赤波字下河原東平 1979
福田 貞雄	鳥取市用瀬町赤波字アリミツ谷 1983 の 6
福田徳太郎	鳥取市用瀬町赤波字ユウスリ東平 1998
福田 貞雄	鳥取市用瀬町赤波字ユウスリ東平 2015
福田 真三	鳥取市用瀬町赤波字屋敷ノ元 2045 の 1
〃	鳥取市用瀬町赤波字屋敷ノ元 2045 の 2
福田 貞雄	鳥取市用瀬町赤波字屋敷ノ元 2046 の 1
福田 俊美	鳥取市用瀬町赤波字屋敷ノ元 2058
福田 貞雄	鳥取市用瀬町赤波字屋敷ノ元 2066
財原みや子	鳥取市用瀬町赤波字家ノ上平 2082
〃	鳥取市用瀬町赤波字小松元上平 2084
伊田 岩蔵	鳥取市用瀬町赤波字ノヲ美 2090
福田 俊美	鳥取市用瀬町赤波字ノヲ美 2095
福田安太郎	鳥取市用瀬町赤波字ノヲ美 2096
〃	鳥取市用瀬町赤波字ノヲ美 2097
伊田 太郎	鳥取市用瀬町赤波字ノヲ美 2106
福田安太郎	鳥取市用瀬町赤波字和類谷 2126
福田 茂吉	鳥取市用瀬町赤波字奥山上ミ平 2141 の 2
〃	鳥取市用瀬町赤波字奥山上ミ平 2141 の 3
福田安太郎	鳥取市用瀬町赤波字能海 2153
伊田 太郎	鳥取市用瀬町赤波字小松谷奥 2155

〃	鳥取市用瀬町赤波字小松谷奥 2157
伊田サカエ	鳥取市用瀬町赤波字小松谷奥 2161 の 1
〃	鳥取市用瀬町赤波字小松谷奥 2161 の 2
〃	鳥取市用瀬町赤波字小松谷奥 2162
福田安太郎	鳥取市用瀬町赤波字小松谷奥 2165
伊田喜代造	鳥取市用瀬町赤波字詰り谷 2175
福田安太郎	鳥取市用瀬町赤波字詰り谷 2181
福田 真三	鳥取市用瀬町赤波字詰り谷 2184
伊田 太郎	鳥取市用瀬町赤波字詰り谷 2186
福田 俊美	鳥取市用瀬町赤波字詰り谷 2189
福田 幾藏	鳥取市用瀬町赤波字詰り谷 2190
飯田 正洋	鳥取市用瀬町赤波字小屋谷下モ 2191 の 6
伊田 太郎	鳥取市用瀬町赤波字谷口西平 2211
〃	鳥取市用瀬町赤波字小松谷西平 2230
〃	鳥取市用瀬町赤波字小松谷西平 2231
〃	鳥取市用瀬町赤波字小松谷西平 2233
〃	鳥取市用瀬町赤波字ユウスリ西平 2242
伊田 岩藏	鳥取市用瀬町赤波字ユウスリ西平 2244 の 1
〃	鳥取市用瀬町赤波字ユウスリ西平 2244 の 2
福田 藤吉	鳥取市用瀬町赤波字ユウスリ西平 2247 の 2
〃	鳥取市用瀬町赤波字ユウスリ西平 2247 の 3
福田 俊美	鳥取市用瀬町赤波字上河原西平 2253 の 2
〃	鳥取市用瀬町赤波字上河原西平 2253 の 3
福田 茂吉	鳥取市用瀬町赤波字上河原西平 2255 の 4
飯田市治郎	鳥取市用瀬町赤波字堂ヶ谷ヒラ 2305 の 4
飯田 正洋	鳥取市用瀬町赤波字荒神谷 2323
米田 梅吉	鳥取市用瀬町赤波字荒神谷 2324
中山美代子	鳥取市用瀬町赤波字荒神谷 2335
米田 歳雄	鳥取市用瀬町赤波字カイチ 2336 の 2
飯田市治郎	鳥取市用瀬町赤波字カイチ 2336 の 5
〃	鳥取市用瀬町赤波字カイチ 2336 の 6
〃	鳥取市用瀬町赤波字カイチ 2337
飯田 正洋	鳥取市用瀬町赤波字カイチ 2339

安東 傳次	鳥取市用瀬町赤波字生姜谷 2340
米田 梅吉	鳥取市用瀬町赤波字生姜谷 2348
飯田 安平	鳥取市用瀬町赤波字風ヶ原 2364 の 1
岩井 国藏	鳥取市用瀬町赤波字櫻段西平 2398 の 1
池本清三郎	〃
飯田 虎蔵	〃
岩井 国藏	鳥取市用瀬町赤波字櫻段西平 2398 の 2
池本清三郎	〃
飯田 虎蔵	〃
岩井 国藏	鳥取市用瀬町赤波字櫻段西平 2398 の 3
池本清三郎	〃
飯田 虎蔵	〃
岩井 国藏	鳥取市用瀬町赤波字櫻段西平 2398 の 4
池本清三郎	〃
飯田 虎蔵	〃
飯田 昭治	鳥取市用瀬町赤波字宮ノ谷 2438
〃	鳥取市用瀬町赤波字宮ノ谷 2442
石井 國藏	鳥取市用瀬町赤波字宮ノ谷 2443
谷村甚五郎	〃
池本 清蔵	〃
米田 梅吉	鳥取市用瀬町赤波字助右エ門谷 2464

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備えて置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 鳥取市役所

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 20 年 3 月 4 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 20 年 2 月 8 日付鳥取県告示第 60 号）の内容
（告示の内容）

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

竹内 次郎	倉吉市関金町堀字滝坂 25 の 1
竹内千恵子	〃
高橋 巖	倉吉市関金町堀字小谷 46
宮本 仁	倉吉市関金町堀字大捨 48 の 18
〃	倉吉市関金町堀字大捨 48 の 20
宮本 公望	〃
小椋万四郎	〃
武中 治寿	〃
小椋 梅義	倉吉市関金町堀字小桜 138 の 7
前田 恒造	倉吉市関金町堀字塔ウ谷 146 の 18
安東 寿之	倉吉市関金町堀字ヒナ林 192
宮本 イク	倉吉市関金町堀字ヒナ林 194
宮本二三恵	倉吉市関金町堀字小山道 1258 の 20
宮本 久代	倉吉市関金町堀字小山道 1258 の 21
〃	倉吉市関金町堀字小山道 1258 の 22
宮本 清子	倉吉市関金町堀字中山道峯 1259 の 7
宮本 久代	倉吉市関金町堀字中山道峯 1259 の 13
〃	倉吉市関金町堀字中山道峯 1259 の 17
宮本二三恵	倉吉市関金町堀字中山道峯 1259 の 19
宮本 清子	倉吉市関金町堀字中山道峯 1259 の 31
宮本 久代	倉吉市関金町堀字中山道峯 1259 の 32
宮本 清子	倉吉市関金町堀字中山道峯 1259 の 34

宮本 久代	倉吉市関金町堀字中山道峯 1259 の 36
宮本 清子	倉吉市関金町堀字中山道峯 1259 の 42
渡辺 栄	倉吉市関金町堀字中山道峯 1259 の 48
〃	倉吉市関金町堀字中山道峯 1259 の 61
宮本佐津江	倉吉市関金町堀字大山道峯 1292 の 3
〃	倉吉市関金町堀字奥和谷ノ上 1325
〃	倉吉市関金町堀字奥和谷ノ上 1327
渡辺 栄	倉吉市関金町堀字東小ヒイガ谷 2446 の 11
森下 和喜	倉吉市関金町堀字東小ヒイガ谷 2446 の 13
渡辺 栄	倉吉市関金町堀字西小ヒイガ谷 2447 の 3
田中 光儀	倉吉市関金町堀字奥鷺谷尻 2464 の 1
吉原 清人	倉吉市関金町今西字七曲り 1220 の 2
石賀 徳興	倉吉市関金町今西字七曲り 1220 の 3
石賀ひとみ	〃
石賀 伸行	倉吉市関金町今西字小黒見谷 1222 の 5
坂野美恵子	倉吉市関金町今西字大谷 1223 の 2
石賀 伸行	倉吉市関金町今西字大谷 1223 の 20
吉原 清人	倉吉市関金町今西字大谷 1223 の 23
友兼 勝省	倉吉市関金町今西字朴ノ木谷 1224 の 2
久保 涼美	倉吉市関金町今西字烏帽子岩 1287
西田 丈彦	倉吉市関金町今西字長尾 1290
〃	倉吉市関金町今西字長尾 1291
〃	倉吉市関金町今西字長尾 1292
山下 象一	倉吉市関金町今西字長尾 1293
渋谷 吉蔵	〃
渋谷 熊吉	〃
渋谷 藤市	〃
渋谷宇三郎	〃
渋谷儀三郎	〃
渋谷源三郎	〃
渋谷源十郎	〃
小林 倉吉	〃
前嶋長三郎	〃

中本喜三郎	〃
田中惣四郎	〃
友兼 栄蔵	〃
友兼 孝吉	〃
友兼 信市	〃
友兼 善平	〃
山田 彊	倉吉市関金町今西字長尾 1295
山田 正和	倉吉市関金町今西字湯谷 1296
山田 彊	倉吉市関金町今西字湯谷 1297
山田 正和	倉吉市関金町今西字湯谷 1298
〃	倉吉市関金町今西字大平ラ 1329 の 1
友兼 勝省	倉吉市関金町今西字大スイ谷 1354 の 11
岸田美和子	倉吉市関金町今西字下鍋土 1360 の 1
渋谷 定	倉吉市関金町今西字下鍋土 1362 の 3
小林 薫	倉吉市関金町今西字三ノ渡 1375 の 11
〃	倉吉市関金町今西字三ノ渡 1375 の 12
〃	倉吉市関金町今西字三ノ渡 1375 の 13

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備えて置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 倉吉市役所

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 20 年 3 月 4 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 20 年 2 月 15 日付鳥取県告示第 71 号）の内容
（告示の内容）

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

石谷 正樹	八頭郡智頭町大字西野字西山 335
民木 一美	八頭郡智頭町大字西野字ツルギ 345 の 2
大坪 順一	八頭郡智頭町大字西野字ツルギ 347
大坪 傳蔵	八頭郡智頭町大字西野字餘戸 784 の 1
〃	八頭郡智頭町大字西野字餘戸 785 の 1
大呂 雅則	八頭郡智頭町大字西野字餘戸 789 の 1
〃	八頭郡智頭町大字西野字餘戸 789 の 5
〃	八頭郡智頭町大字西野字餘戸 789 の 6
〃	八頭郡智頭町大字西野字餘戸 792
〃	八頭郡智頭町大字西野字餘戸 792 の 1
〃	八頭郡智頭町大字西野字餘戸 792 の 2
大坪 一郎	八頭郡智頭町大字西野字小平田 821
大坪たかを	八頭郡智頭町大字西野字大途 844
大坪 吉蔵	八頭郡智頭町大字西野字大途 845
〃	八頭郡智頭町大字西野字大途 846
大坪 幸吉	八頭郡智頭町大字西野字大途 848
大坪 忠茂	八頭郡智頭町大字西野字大途 849 の 1
大呂 雅則	八頭郡智頭町大字西野字小谷 857 の 1
〃	八頭郡智頭町大字西野字小谷 858
〃	八頭郡智頭町大字西野字小谷 859 の 1
〃	八頭郡智頭町大字西野字小谷 860
〃	八頭郡智頭町大字西野字小谷 861
〃	八頭郡智頭町大字西野字小谷 862 の 1
〃	八頭郡智頭町大字西野字小谷 863 の 3
〃	八頭郡智頭町大字西野字荒尾谷 866 の 1
大坪 利治	八頭郡智頭町大字西野字木戸ヶ谷 878

〃	八頭郡智頭町大字西野字木戸ヶ谷 879
大坪 光雄	八頭郡智頭町大字西野字中山 1029
〃	八頭郡智頭町大字西野字中山 1030
大坪 藤吉	八頭郡智頭町大字西野字中山 1035
大坪 富蔵	〃
大坪 傳蔵	〃
石谷 正樹	八頭郡智頭町大字西野字西山上へ 1087
藤原 洋樹	八頭郡智頭町大字西野字天王山 1126 の 1
寺谷和三郎	八頭郡智頭町大字西野字天王山 1138
石谷 正樹	八頭郡智頭町大字西野字中ノ畑上エ 1389
大呂 忠司	八頭郡智頭町大字大呂字西山 893
〃	八頭郡智頭町大字大呂字西山 894
〃	八頭郡智頭町大字大呂字西山 896
村上 邦夫	八頭郡智頭町大字大呂字西山 900 の 1
〃	八頭郡智頭町大字大呂字西山 901
大呂 忠司	八頭郡智頭町大字大呂字西山 902
〃	八頭郡智頭町大字大呂字西山 907
〃	八頭郡智頭町大字大呂字西山 908
大呂 建治	八頭郡智頭町大字大呂字西山 920 の 2
大呂 忠司	八頭郡智頭町大字大呂字久谷 934
〃	八頭郡智頭町大字大呂字丸淵 942 の 1
石谷 正樹	八頭郡智頭町大字大内字花ヶ谷 801
〃	八頭郡智頭町大字大内字花ヶ谷 808
〃	八頭郡智頭町大字大内字花ヶ谷 809
〃	八頭郡智頭町大字大内字小滝尾 810
〃	八頭郡智頭町大字大内字小滝尾 811
佐藤 元彦	八頭郡智頭町大字大内字日位上 854
前橋 しま	八頭郡智頭町大字大内字横根下平 867
橋尾 丈	八頭郡智頭町大字大内字横根下平 871
松下 浩志	八頭郡智頭町大字大内字カケ 890
〃	八頭郡智頭町大字大内字カケ 895
〃	八頭郡智頭町大字大内字カケ 896 の 1
前橋美喜之助	八頭郡智頭町大字大内字六久ノ平 1055

〃	八頭郡智頭町大字大内字六久ノ平 1056 の 1
〃	八頭郡智頭町大字大内字六久ノ平 1056 の 3
石谷 正樹	八頭郡智頭町大字尾見字羽香地 383 の 1
〃	八頭郡智頭町大字尾見字羽香地 384
青木ツタエ	八頭郡智頭町大字尾見字淵ノ上 395 の 1
青木 繁蔵	八頭郡智頭町大字尾見字小谷下モヒラ 418 の 1
〃	八頭郡智頭町大字尾見字小谷下モヒラ 418 の 3
草刈弥十郎	八頭郡智頭町大字東字塚字池ノ谷奥 674
杉山裕一郎	八頭郡智頭町大字東字塚字大ガケ谷 690
國政 能明	八頭郡智頭町大字東字塚字大ガケ谷 698 の 2
〃	八頭郡智頭町大字東字塚字大ガケ谷 699 の 2
〃	八頭郡智頭町大字東字塚字大ガケ谷 700 の 2
杉山裕一郎	八頭郡智頭町大字東字塚字大ガケ谷 701
國政 新蔵	八頭郡智頭町大字西字塚字山神谷 729
國政 大雄	八頭郡智頭町大字西字塚字ヒエ田 758 の 1
國政登美子	〃
目春 義明	八頭郡智頭町大字西字塚字瀧ノ横路 759 の 3
山方こと江	八頭郡智頭町大字西字塚字少ナ谷 808 の 1
池内 紀雄	八頭郡智頭町大字西字塚字少ナ谷 808 の 11
梶川みずほ	八頭郡智頭町大字西字塚字山神口向 810
〃	八頭郡智頭町大字西字塚字山神口向 811
安住 敏雄	八頭郡智頭町大字西字塚字持地谷平 819
〃	八頭郡智頭町大字西字塚字持地谷平 820
〃	八頭郡智頭町大字西字塚字持地谷平 821 の 1
國政吉五郎	八頭郡智頭町大字西字塚字持地谷平 826 の 3
國政 和臣	八頭郡智頭町大字西字塚字岡城谷平 849
安道 恭子	八頭郡智頭町大字西字塚字岡城谷平 887
〃	八頭郡智頭町大字西字塚字岡城谷平 888
安道 牧野	八頭郡智頭町大字西字塚字吉ヶ谷 1084 の 5
〃	八頭郡智頭町大字西字塚字吉ヶ谷 1084 の 6
安道久次郎	八頭郡智頭町大字西字塚字坂ノ谷 1121 の 3
長石喜代蔵	〃
國政 寛	〃

安道 吉録	八頭郡智頭町大字西宇塚字坂ノ谷 1122
安道 哲一	〃
安道 鉄男	〃
安道 巖	〃
河村吉太郎	〃
向井 保郎	〃
大月 速雄	〃
長石 光男	〃
國政 益雄	〃
國政 義隆	〃
國政 玉吉	〃
國政 寿實	〃
國政 徳藏	〃
安道 富次	八頭郡智頭町大字西宇塚字又毛谷右平 1184 の 19
安道久次郎	〃
長石喜代蔵	〃
國政 寛	〃
安道久次郎	八頭郡智頭町大字西宇塚字又毛谷右平 1184 の 20
長石喜代蔵	〃
國政 寛	〃
前橋 庄六	八頭郡智頭町大字西宇塚字流し谷 1186 の 74
國政 寛	八頭郡智頭町大字西宇塚字流し谷 1186 の 82
小川 友吉	八頭郡智頭町大字西宇塚字大畑谷 1187 の 7
三宅菊太郎	八頭郡智頭町大字西宇塚字大畑谷 1187 の 10
寺坂 政吉	八頭郡智頭町大字西宇塚字大畑谷 1187 の 11
〃	八頭郡智頭町大字西宇塚字大畑谷 1187 の 32
國政 幾造	八頭郡智頭町大字西宇塚字大畑谷 1187 の 38
長石喜代蔵	八頭郡智頭町大字西宇塚字大畑谷 1187 の 60
三宅菊太郎	八頭郡智頭町大字西宇塚字大畑谷 1187 の 61
寺坂和喜蔵	八頭郡智頭町大字河津原字マア谷口 313
小川 友吉	〃
矢部楠太郎	〃
國石 藤吉	〃

國石 福蔵	〃
寺坂 政吉	八頭郡智頭町大字河津原字マア谷口 315
山方 至明	八頭郡智頭町大字河津原字マア谷口 318
〃	八頭郡智頭町大字河津原字マア谷口 329 の 1
〃	八頭郡智頭町大字河津原字マア谷口 335
國石 律子	八頭郡智頭町大字河津原字マア谷口 349 の 5
國政 能明	八頭郡智頭町大字河津原字ケモドコ 231 の 1
〃	八頭郡智頭町大字河津原字ケモドコ 231 の 2
杉山裕一郎	八頭郡智頭町大字河津原字大畑谷 237
〃	八頭郡智頭町大字河津原字下モノ谷 238
小川宇太郎	八頭郡智頭町大字河津原字下モノ谷 253
國政 藤蔵	八頭郡智頭町大字河津原字山口上 268 の 1
小川晋一郎	八頭郡智頭町大字河津原字奥田 274 の 10
寺坂 代吉	八頭郡智頭町大字河津原字スゲ谷口 279 の 9
小川 寿朗	八頭郡智頭町大字河津原字場谷 303 の 1
〃	八頭郡智頭町大字河津原字場谷 303 の 2
〃	八頭郡智頭町大字河津原字河津原ノ上へ 308
〃	八頭郡智頭町大字河津原字河津原ノ上へ 309
寺坂豊次郎	八頭郡智頭町大字河津原字河津原ノ上へ 311 の 1
安住 敏雄	八頭郡智頭町大字河津原字ヲコ屋敷 351
〃	八頭郡智頭町大字河津原字ヲコ屋敷 353
〃	八頭郡智頭町大字河津原字ヲコ屋敷 354
〃	八頭郡智頭町大字河津原字ヲコ屋敷 354 の 2
〃	八頭郡智頭町大字河津原字ヲコ屋敷 355
〃	八頭郡智頭町大字河津原字ヲコ屋敷 356
古谷 吉雄	八頭郡智頭町大字河津原字ヲコ屋敷 360
三宅菊太郎	八頭郡智頭町大字河津原字ヲコ屋敷 377 の 15

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備えて置いて縦覧に供する。)

- 3 通知の掲示場所 智頭町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

平成20年3月4日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

開発者の氏名 又は名称及び 代表者の氏名	開発者の 住所又は 主たる事 務所の所 在地	開 発 行 為 を 行 う 土 地 の 所 在 地	開 発 行 為 の 目 的	土地の面積			開 発 行 為 の 工 期	開 発 行 為 の 許 可 年 月 日
				開 発 事 業 区 域 の 土 地 の 面 積	開 発 行 為 を し よ う と す る 森 林 の 土 地 の 面 積	開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 土 地 の 面 積		
有限会社 工房鋳業 代表取締役 西原 利幸	東伯郡湯 梨浜町大 字 漆 原 388	東 伯 郡 三 朝 町 大 字 片 柴 地 内	真砂土 の採取	8.5787 ヘクタ ール	8.3042ヘ クタール	4.7087 ヘクタ ール	平成20年 1月25日 から平成 23年1月 24日まで	平成20年 1月25日

調 達 公 告

総合評価一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成20年3月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達件名及び数量
 - ア 借入物品 県立高校図書管理システムに係る機器 2式
 - イ 購入物品 県立高校図書管理システムに係るソフトウェア 2式
- 2 契 約 方 式 総合評価一般競争入札
- 3 落 札 日 平成19年12月21日
- 4 落札者の名称及び所在地 KOA・ソフテック・日通商事共同企業体
米子市両三柳328
- 5 落 札 金 額 62,601,840円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 入 札 公 告 日 平成19年10月23日
- 7 落 札 方 式 総合評価落札方式

- 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県教育委員会事務局教育環境課
及び所在地 鳥取市東町一丁目271

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 20 年 3 月 4 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達件名及び数量
 (1) 借入物品 汎用電子計算機システム端末機器に係るハードウェア 一式
 (2) 購入物品 汎用電子計算機システム端末機器に係るソフトウェア 一式
 端末 Windows 化に伴うマークシート処理プログラム 一式
- 2 契約方式 随意契約
- 3 契約日 平成20年1月17日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 日本電子計算機株式会社
東京都千代田区丸の内三丁目4-1
- 5 契約金額 月額1,092,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 随意契約による理由 再度の入札に付したが落札者がなかったため。（政令第10条第1項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号）
- 7 契約事務担当部局の名称 鳥取県警察本部警務部会計課
及び所在地 鳥取市東町一丁目271

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 20 年 3 月 4 日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

- 1 調達物品の名称及び数量 泌尿器用X線検診システム 2式
- 2 契約方式 一般競争入札
- 3 落札日 平成20年1月23日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社自治体病院共済会
東京都千代田区紀尾井町3-27
- 5 落札金額 52,342,500円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 入札公告日 平成19年12月14日
- 7 落札方式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県病院局総務課
及び所在地 鳥取市東町一丁目220

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成20年3月4日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

1 調達件名及び数量	鳥取県立厚生病院で使用する電気の供給
2 契約方式	一般競争入札
3 落札日	平成20年2月22日
4 落札者の名称及び所在地	中国電力株式会社倉吉営業所 倉吉市駄経寺町245-6
5 落札金額	166,391,637円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 入札公告日	平成20年1月11日
7 落札方式	最低価格落札方式
8 契約事務担当部局の名称及び所在地	鳥取県立厚生病院事務局管財課 倉吉市東昭和町150

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成20年3月4日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

1 調達件名及び数量	鳥取県立厚生病院駐車場ゲート設置及び管理業務委託 一式
2 契約方式	一般競争入札
3 落札日	平成20年2月22日
4 落札者の名称及び所在地	山陰警備保障株式会社 鳥取市南安長一丁目1-2
5 落札金額	52,290,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 入札公告日	平成20年1月11日
7 落札方式	最低価格落札方式
8 契約事務担当部局の名称及び所在地	鳥取県立厚生病院事務局管財課 倉吉市東昭和町150